資料9

第４次丹波市男女共同参画計画の策定について

１　趣旨

本市では、平成 30 年３月に「第３次丹波市男女共同参画計画」（以下、「第３次計画」という。）を策定し、この計画に基づき、平成 31 年３月に「丹波市男女共同参画推進条例」を制定、令和元年 10 月に「丹波市男女共同参画センター」を設置し、すべての人が性別にかかわりなく、社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、総合的に施策を推進しています。

第３次計画の期間が令和４年度をもって終了するにあたり、これまでの取組の成果を継承しつつ、条例に規定する基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために「第４次丹波市男女共同参画計画」（以下、「第４次計画」という。）を令和３年度から４年度の２ヵ年で策定します。

２　計画の名称

第４次丹波市男女共同参画計画

３　計画期間

令和５年度から令和 14 年度（10 年間）

計画期間については、10 年計画とします。ただし、男女共同参画に関する国内外の社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

また、計画的な推進を図るため、令和５年度から令和９年度までの５年間の前期実施計画（「数値目標（５年間)」と「施策・取組」）を策定します。

４　計画の位置づけ

（１）男女共同参画社会基本法第 14 条第３項に基づく「市町村男女共同参画計画」（任意）

（２）丹波市男女共同参画推進条例第 11 条第１項に基づく「男女共同参画計画」（義務）

（３）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）第６条第２項に基づく「市町村推進計画」（任意）

（４）「丹波市自治基本条例」、「丹波市男女共同参画推進条例」、「第２次丹波市総合計画」、「第２期丹（まごころ）の里創生総合戦略」、「第３次丹波市人権施策基本方針」（令和３年度中に策定予定)、「第２次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画」等の既存の関連条例・計画と整合させます。

５　策定の進め方

（１）第４次計画の策定にあたっては、丹波市男女共同参画審議会に諮問し、意見聴取します。

（２）市民アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントを実施し、市民から意見聴取します。

６　策定にあたっての考え方

（１）丹波市男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえた計画とします。

（２）第３次計画の施策の評価と検証を行うとともに市民ニーズを反映した計画とします。

（３）「第２次丹波市総合計画」や「第２期丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略」の主要課題に即し、誰もが魅力的な地域づくりを通じ、将来にわたって活躍できる持続可能な地域社会の構築を目指した施策を盛り込みます。

（４）第３次計画の施策体系を基本としつつ、女性の活躍の一層の推進や人口減少社会の本格化に対応した住みやすく魅力的なまちづくりの推進、働き方改革に伴うワーク・ライフ・バランスの一層の推進など、市が抱える課題や今日的な課題への対応を盛り込んだ計画とします。

７　策定の体制（※「９体制図」参照）

（１）丹波市男女共同参画審議会

（２）丹波市男女共同参画推進本部会議

（３）市民の意見の反映（アンケートの実施、ワークショップの実施、パブリックコメントの実施）

８　スケジュール

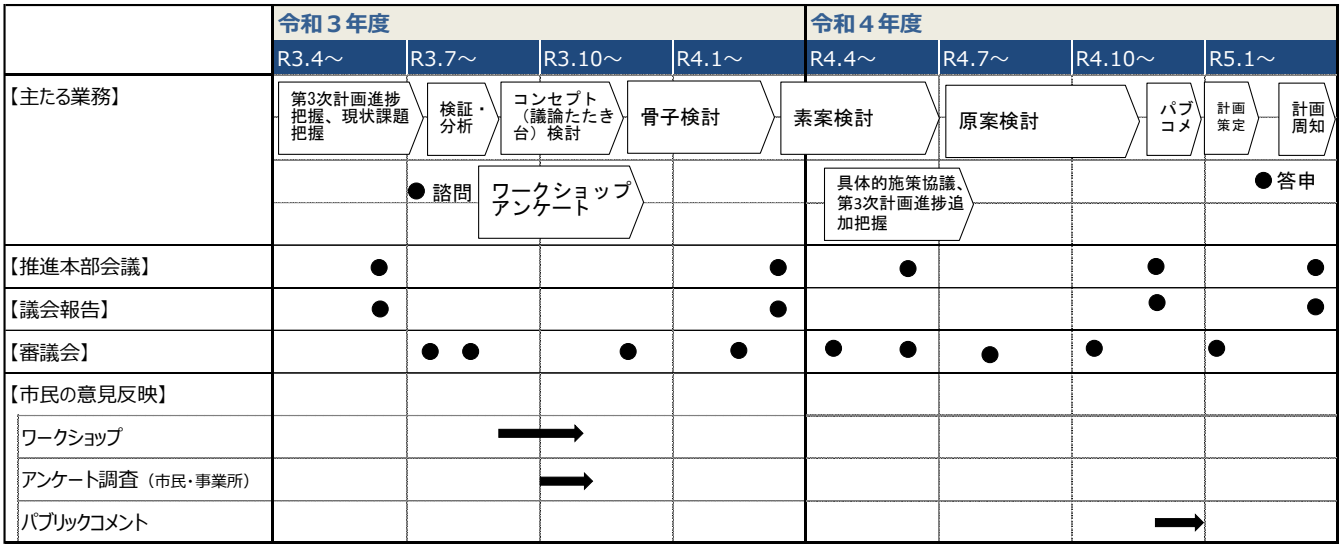

９　体制図

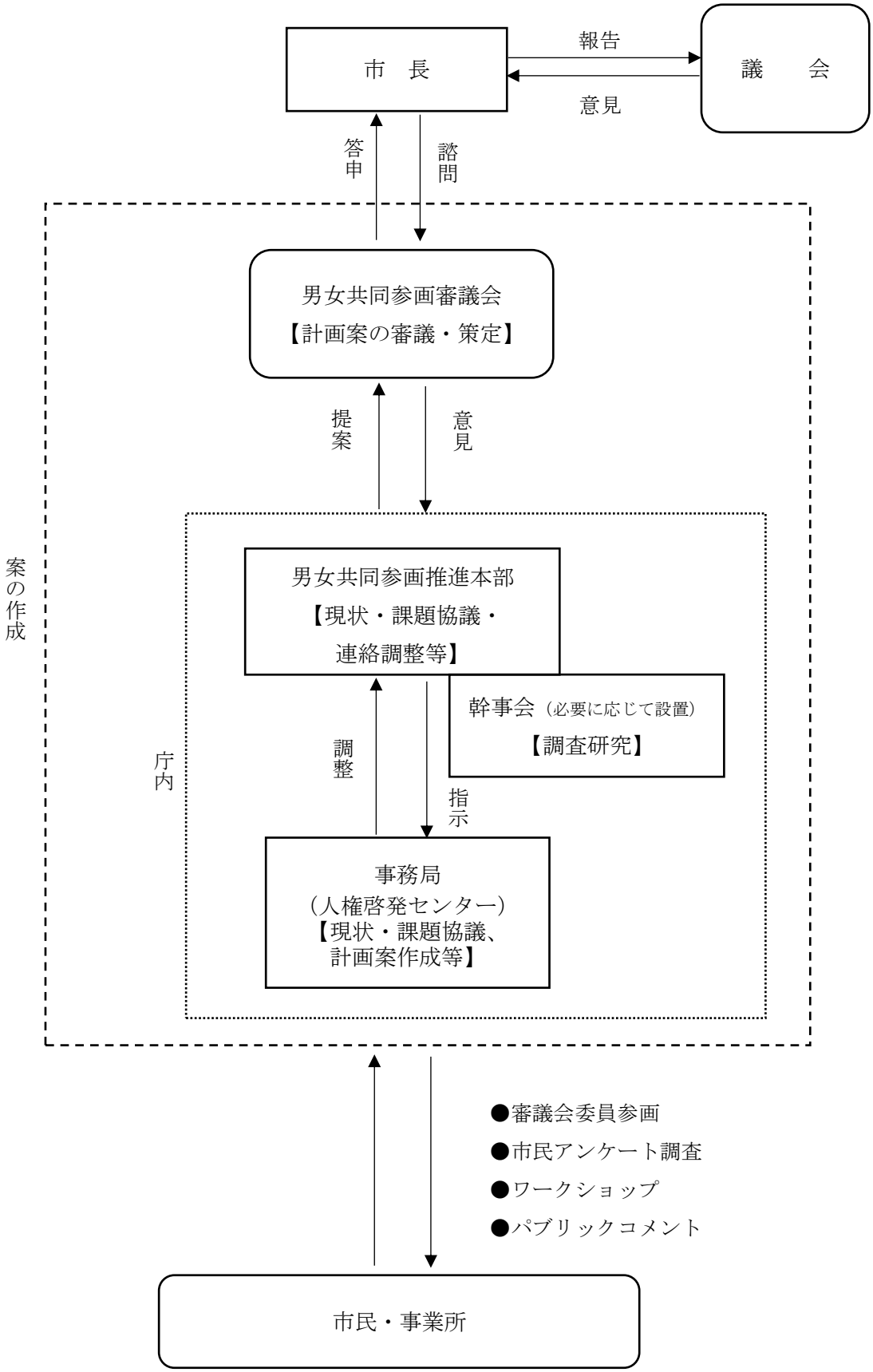
市　長
報告
意見
議　　会
答申
諮問
男女共同参画審議会
【計画案の審議・策定】
提案
意見
案の作成
男女共同参画推進本部
【現状・課題協議・
連絡調整等】
幹事会（必要に応じて設置）
【調査研究】
庁内
調整
指示
事務局
（人権啓発センター）
【現状・課題協議、
計画案作成等】
●審議会委員参画
●市民アンケート調査
●ワークショップ
●パブリックコメント
市民・事業所